

令和7年度のいじめの認知件数について

本校いじめ防止基本方針のいじめの定義に基づき、本校でいじめ事案として認知した件数は 3 件です(令和7年6月 17 日現在)。※1

そのうち、現在いじめ行為が止んでいるものは 3 件

解消したものは 0 件です。※2

経過観察中・対処中のものは 3 件です。

※1 生徒の対人関係に関する「嫌な思い」について、期間の長短、深刻度等を問わず、軽微な事案も積極的に「いじめ」として認知しています。認知したいじめについて教員間で情報共有するとともに組織的に対応しています。

※2 心理的・物理的影響を与えられた行為が止んだ状態が3ヶ月続き、当該生徒が心身の苦痛を感じていないと認められた場合に「いじめが解消した」と判断しています。